

佐渡市教育大綱(案)

1 はじめに

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3の規定により、教育に関する基本的な方針を市長が策定するものです。

策定に当たっては、本市の最上位計画である「佐渡市将来ビジョン」を重視し、「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と関連付けて策定します。また、国の第2期教育振興基本計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）、新潟県教育振興基本計画（計画期間：平成26年度～平成37年度）及び今後の教育改革の動向も踏まえ策定します。

計画期間は平成27年度を始期、平成31年度を終期とする5年間とします。なお、本大綱を踏まえ、本市の教育振興基本計画を平成28年度末までに策定することとします。

2 基本理念

明日の佐渡を創る人、世界に羽ばたく人の育成

～ 一人一人の自己実現を目指した教育の推進 ～

3 基本方針

〔学校教育〕

佐渡を知り、愛し、誇りとし、キャリアアップする人づくりの推進

「学習意欲・確かな学力向上」「豊かな心・社会性育成」「健康増進・体力向上」「キャリア教育」「教育環境の整備」に取り組みます。

対象を幼保、小、中、高、大学生等とします。教育委員会と市長部局が連携して学校教育の充実に努めます。

〔社会教育〕

誰でも、いつでも、どこでも学べる生涯学習の推進

「支え合う人づくり」「地域の資源を活用した学びの充実」「生涯学習の環境づくり」「文化・スポーツの振興」に取り組みます。

対象を子どもから大人までのすべての佐渡人とし、家庭・地域と学校・教育委員会等が連携して社会教育の充実に努めます。

〔家庭・地域教育〕

家庭・地域がそれぞれの役割を適切に果たす、家庭・地域教育の充実

「家庭・地域との協力体制づくり」に取り組みます。

対象を各家庭・各地域とし、教育委員会と市長部局が連携して、本市が直面する家庭力・地域力の向上に努めます。

4 基本目標

- (1) 学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進
- (2) 郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進
- (3) 安全・安心な学校づくり
- (4) 高等教育・研究機関との連携の強化
- (5) 一人一人が学び続ける生涯学習の充実
- (6) 家庭・地域教育充実のための取組の推進